

第 1 保健推進員

○ 保健推進員制度

地域住民の健康づくりのため，市の保健事業と一体的関係を保ちながら保健活動の円滑な推進を図ることを目的として，平成 7 年 3 月，「盛岡市保健推進員規則」による保健推進員制度を設置し，現在 431 名を委嘱している。

○ 基本方針

保健行政と一体となって，明るく健康で快適な住みよい地域づくりを目指し，住民の健康増進及び母子保健の推進，健康管理，疾病予防等の保健活動を積極的に展開し，保健思想の普及向上に努めるものとする。

1 地区における保健活動の推進

(1) 健康相談 315 回開催 延べ参加者数 4,119 人

健康教育 476 回開催 延べ参加者数 9,216 人

各町内会等で年 1～2 回開催した。（開催場所…各地域公民館，活動センター等）

(2) 各種検診受診勧奨活動

受診率向上のための勧奨活動等の実施。

検診受付従事，地域での呼びかけ，チラシの町内回覧等を行った。（6 月～10 月）

検診受付 延べ 60 回 延べ従事者数 115 人

(3) 特定事業

15 地区で，次のとおり開催した。（563 人参加）

地 区	実施日	参加人数	内 容
つなぎ	30.9.12	9 人	ノルディックウォーキング教室
上 田	30.9.20	24 人	楽しく!生涯自立を目指したカラダづくり レインボー健康体操
杜 陵	30.9.21	21 人	八幡町界わい散策
緑が丘	30.10.1	26 人	ぐんぐん歩ける健康ウォーク ノルディックウォーキング教室
西厨川	30.10.1	34 人	音楽療法 ♪脳いきいき音楽教室
加賀野	30.10.10	21 人	手軽に心地よくセルフケア ほぐして伸ばして 流すリンパケア教室～ハーブティーと共に～
好 摩	30.10.12	35 人	HAPPY・レクリエーション
太 田	30.10.25	28 人	ノルディックウォーキング教室
築 川	30.10.28	23 人	元気はつらつ運動教室
乙 部	30.10.28	40 人	座ってできる!自宅で続けられる! 「コンディショニング」
玉山藪川	30.11.11	44 人	みんなで楽しくレインボー健康体操教室
みたけ	30.11.13	42 人	ノルディックウォーキング教室

地 区	実施日	参加人数	内 容
見 前	30.11.19	51人	健康講座「ふだん養生のすすめ」
青 山	30.11.30	43人	楽しくみんなで元気よく
米 内	31.2.27	25人	笑って健幸「笑いヨガ教室」

(4) 子育て相談

盛岡市保健所事業の子育て相談等へ体験参加し、事業に協力した。

全 67回 延べ従事者数 67人

2 献血活動の推進

(1) 献血推進活動

市内30地区において献血推進活動を実施（各地区1～2・2/3回），地域献血本数 2,969本（全血・200ml換算）の実績を上げた。（活動回数 45回，献血会場 53カ所）

(2) 献血推進協力地区会長会議

平成31年3月26日（火）市保健所 地区長 30人出席

3 保健推進員協議会の運営

保健推進員の職務の円滑な遂行を確保するとともに，相互の親睦を図り，市の保健行政の進展に寄与することを目的に各地区長を理事として協議会を設置，運営強化を実施した。

(1) 総会 平成30年5月16日（水），盛岡劇場メインホール，出席者 281人

(2) 理事会 市保健所で（4/27・7/27・12/17・3/26）4回開催した。

(3) 地区総会 平成30年5月18日～6月14日にかけて，各地区公民館等で開催した。

(4) 会報「すこやか」の発行

第24号を平成30年12月1日付で11,000部発行，各町内会等へ班回覧に供した。

4 保健活動推進のための研修会への参加及び開催

(1) 市保健所主催の研修会

第1回保健推進員研修会

平成30年5月16日（水）盛岡劇場メインホール 281人参加

演題 生活習慣病を予防するための食生活について

講師 岩手医科大学 附属花巻温泉病院 栄養部 管理栄養士 小野 彰子 氏

(2) 市保健所・保健推進員協議会共催の研修会

第2回保健推進員研修会

平成30年9月11日（火） 勤労福祉会館 118人参加

講演・実技

演題 レインボー健康体操

講師 NPO法人ウェルネスクラブ・レインボー健康体操で寝たきり0を目指す会

工藤 昭敏 氏

(3) 保健推進員協議会主催の研修会

保健推進員理事研修会 平成30年11月12日（月） 理事22人参加

演台 健康寿命と生活習慣～身体に良い食事・睡眠・運動～

講師 市立病院事業管理者 加藤 章信 氏

実技 軽運動, 体操等

講師 市立病院理学療法士 滝村 薫 氏

盛岡市保健推進員規則

平成7年3月30日

規則第7号

(設置)

第1条 保健活動等の円滑な推進を図るため、保健推進員を置く。

(職務)

第2条 保健推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 保健活動に係る連絡、周知及び協力に関すること。
- (2) 各種検診の受診及び予防接種の奨励に関すること。
- (3) 保健活動に関する知識の普及に関すること。
- (4) 献血の推進に関すること。

(定数)

第3条 保健推進員の定数は、440人以内とする。

(委嘱)

第4条 保健推進員は、町内会、自治会等の地域的自治組織の意見を聴いて市長が委嘱する。

(身分)

第5条 保健推進員は、非常勤とする。

(任期)

第6条 保健推進員の任期は、3年（市長が別に定める保健推進員にあつては、3年以内の期間において市長が定める期間）とする。ただし、補欠の保健推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第7条 保健推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(地区長)

第8条 保健推進員の職務を円滑に行わせるため、地区長を置く。

2 地区長は、別に定める担当地域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 保健推進員の職務に関する連絡調整に関すること。
- (2) 保健活動等に関する会議等の開催の協力に関すること。

3 地区長の定数は、30人以内とする。

4 地区長は、第2項の担当地域内の保健推進員の意見を聴いて当該保健推進員のうちから市長が委嘱する。

5 前3条の規定は、地区長について準用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第4号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の盛岡市保健推進員規則の規定は、平成16年4月1日以後に委嘱する地区長から適用し、同日前に委嘱する地区長については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第4号）

この規則は、平成18年1月10日から施行する。